

届出事項変更の届出に必要な書類

特例届出事項に変更がある場合は特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式 20 号の 3）での届出が必要となります。

変更があった事項によって添付書類に違いがあります。

特例届出事項の変更届出に必要な添付書類

変更事項	添付書類
商号・氏名・住所 【法人の場合】 名称、代表者の氏名、 主たる事務所の所在地	①青森県屋外広告物条例第 31 条第 1 項の規定による届出をしたことを証する書面（青森県から通知される「屋外広告業の登録事項の変更について（通知）」の写し）
営業所の名称・所在地	①法人の場合で、商業登記の変更を必要とする場合に限り、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（6 ヶ月以内に発行されたもの、コピー不可）
業務主任者の氏名・所属 営業所の名称	①青森市の区域内において営業を行う営業所ごとに選任された業務主任者の住民票の写し（6 ヶ月以内に発行されたもの、コピー不可） ②当該業務主任者の資格を証する書類（屋外広告士の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許書、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書）